

令和6年

警視庁 警察署 刑事課長 殿 ()

東京地方検察庁 刑事部 号室 検事殿 ()

警察署 警務課長 殿 ()

〒104-0045

東京都中央区築地1-5-3

笹本ビル5階

三吉橋法律事務所

被疑者 氏 弁護士

弁護士 高 津 尚 美

電 話 03-6278-8679

携 帯 090-4096-0324

通 知 書

前略

強盗致傷の被疑事実により令和6年 に逮捕された 氏の弁護人として、本書面を差し出します。

氏は被疑事実について黙秘権を行使します。添付の意思表示書にも記載されているとおり、氏はいかなる質問に対しても、供述をする意思はありません。それにもかかわらず取調べを受けるよう強要することは、供述をすることの強要にほかならず、氏の黙秘権を侵害するものです。今後、氏に対して一切取調べを行うことがないよう、本書面をもって通知します。

なお、取調べに応じないのは黙秘権を行使することの当然の帰結であることから、警察署留置担当警察官において、氏に検察庁や取調室への移動を強要することや、氏が取調べに応じないことを不利益処遇の理由とすることが決してないよう、本書面を警察署警務課長にも送付します。

草々